第三条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇〇
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二三六
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二四二
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二四七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二六八
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二七二

第四条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「〇・九八六」を「〇・九八三」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九三七

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同条第一項中「平成二十三年四月以後」を「平成二十四年四月以後」に改め、同項の表第一号中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一

に改め、同表第三号中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表第四号中「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九九三」を「〇・九九〇」に、「〇・九九六」を「〇・九九三」に、「〇・九九七」を「〇・九九四」に、「五十九万千七百円」を「五十八万九千九百円」に改め、同条第二項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同項の表中「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九九三」を「〇・九九〇」に、「〇・九九六」を「〇・九九三」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「（平成二十一年十二月」を「（平成二十二年十二月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九九六」を「〇・九九三」を乗じて得た額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九九七」に改め、同条第五項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に改める。

附則第三条の見出し中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同項の表第一号中「百六万七百円」を「百二十九万七千七百円」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「百三十万千七百円」を「百二十九万七千七百円」に、「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に、「五百十六万千五百円」を「五百十六万五千七百円」に、「三百三十八万百円」を「三百三十六万九千八百円」に、「二百三十四万四千五百円」を「二百三十三万七千三百円」に、「二十万四千百円」を「二十万三千五百円」に、「六万五千六百円」を「六万五千四百円」に、「十三万八千五百円」を「十三万八千百円」に、「七万五千六百円」を「七万五千四百円」に、「二十二万六千三百円」を「二十二万六千七百円」に、「百八十三万七千七百円」を「百八十三万二千百円」に、「百七十一万三千二百円」を「百七十万八千円」に、「一万六千百十五円」を「一万六千百十四円」に改め、同表第二号中「〇・九八一」を「〇・九七八」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に改め、同条第二項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「百分の十九・七」を「百分の十九・三」に改める。

附則第七条第二項中「平成二十二年度」を「平成二十四年度」に、「平成十七年」を「平成二十二年」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年度における年金額の改定）

第二条の二　地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であった者に係る平成二十四年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）のうち平成二十三年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の標準報酬月額は、平成二十三年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）